

保護者様

愛知県立大府高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止になりますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。治癒後、登校する際に以下を主治医に記入していただき、提出してください。

愛知県立大府高等学校長 殿

感染症罹患証明書

以下の通り感染症の罹患を証明します

生徒氏名	年 組 番 氏名
診断名	
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
医療機関等からの指示事項 ※学校で参考となる事項があれば記入を お願いします	

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 _____

【参考】感染症の種類と出席停止期間

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白性髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）など）	<p>症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで</p> <p>* その他の感染症として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域や学校における発生・流行の態様等を考慮して判断をする。</p>